

令和5年鉾田市農業委員会10月定例総会議事録

日 時	令和5年10月25日(水)午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1番</td> <td>新堀 隆</td> <td>出</td> <td>13番</td> <td>齊藤 新一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>坪沼美知子</td> <td>出</td> <td>14番</td> <td>飯岡 政一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>宇佐見達夫</td> <td>出</td> <td>15番</td> <td>窪 伸衛</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>菅谷 美尚</td> <td>出</td> <td>16番</td> <td>山口 正重</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>永井 司</td> <td>出</td> <td>17番</td> <td>関根 薫</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>海東 一</td> <td>出</td> <td>18番</td> <td>海老原康廣</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>草野 克信</td> <td>出</td> <td>19番</td> <td>大貫 修一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>平沼 要司</td> <td>出</td> <td>20番</td> <td>小沼 藤雄</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>長峰 克巳</td> <td>出</td> <td>21番</td> <td>菅谷 幸子</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>森作 秀裕</td> <td>出</td> <td>22番</td> <td>井川 栄</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>小沼 正</td> <td>出</td> <td>23番</td> <td>箕輪美代子</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>12番</td> <td>永井 俊齋</td> <td>出</td> <td>24番</td> <td>梶間 幸一</td> <td>出</td> </tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	欠	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	欠																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長 菅谷主査																																																																														
議長	14番 飯岡政一(会長)																																																																														
議事録署名人	17番 関根 薫 18番 海老原 康廣																																																																														
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第3号 農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 令和5年度農作業臨時雇標準賃金の変更について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p>																																																																														

<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 4 号 農地法等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>定刻となりましたので、令和 5 年銚田市農業委員会 10 月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>どうも皆さん、こんにちは。ご多用のところどうもご苦労さまでございます。大分秋らしくなってきましたし、やはり朝晩はめっきり寒くはなってきました。やはり本来の涼しさ、気候に戻ってきたかなと思っています。やはり 9 月の中旬頃までは真夏のような、うだるような暑さで、これは秋がないのかなと、私ばかりでなく皆さんも感じていたと思います。そのように、やはりこれだけ気候変動が激しくなるということは、何か原因があるのではないかなと思います。やっぱり農家の方もいろいろ苦慮されて、おいしい御飯を作るのに、この天候に左右されて非常に苦労しているのではないかなと私も考えております。</p> <p>この前の新聞のときには、今まで日本には四季があったけれども、これからは四季ではなくて二季ではないかなという新聞の見出しもありましたけれども、今年は本当にそういうことで、9 月も異常な暑さでございましたけれども、皆様は健康に留意されまして、ひとつこういうふうに定例総会に出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>それと、先週、私と局長とでつくばのほうで茨城県の会長会があって参加させていただきましたけれども、やはり例年どおり、県の農業関係者の方、また講師を招いていろいろお話を聞きました。その中で、いろいろな意見または要望があればということで最後に言ったところ、八千代の会長が手を挙げて、名乗りを上げて、非常にいい、関心の、私も非常に興味深いことで賛同して、かなり共感を持ったのですけれども、これだけ物価が上がっていながら、農家が自分で野菜の値段をつけられない。買う側の値段で売るほかない。これは一体国は何を考えているのだと。県の会議所でも何でも農水省でも、そういうことを少し前面に打ち出してやっていただきたいということをかかなり強く、強い言葉で述べられました。いつも私も</p>
----------------------	--

	<p>言いますけれども、油、ハウスのパイプ、肥料、全部上がっているのにもかかわらず、農産物はそれほど上がらない。やっぱり農家は生かさず殺さずという、国の政策はそういう方針かということを書いて、総会が終わった後で、八千代の会長と会って、非常にいい質問されましたなということで、褒めてやりましたけれども、やはりそういうことで、農家を苦しめながら、やはりそういうふうに見ている人は見ているのだなと思ったけれども、そういう機会がないとすることができない。私どもは国へはそういうことをなかなか言うことができないから、せめてトップの講師に招いた方に強い要望でそういうことも述べられました。これは本当に、非常にいいことだと思って私も感激しましたけれども。</p> <p>そういうことで、いろいろ農家の方も頑張っていてやっておりますけれども、私たち農業委員会も、農家のため、または農地を守るための委員でございますので、ひとつその点を皆さんでこれからも頑張って、市の発展のためにひとつやっていただければいいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>まとまらない挨拶ではございますけれども、そういう話でございました。これからも慎重審議のほうよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会10月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、17番 関根薫 委員、18番 海老原康廣 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 20番 小沼藤雄 委員、23番 箕輪美代子 委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号6番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事	務	番号1番から番号6番まで、ご説明いたします。 申請件数につきましては6件、地目は全て畑で9筆。面積は8,926平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買4件、普通贈与6件となっております。いずれの案件におきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議	長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
永井俊齋委員		12番、永井です。申請番号1番についてご説明いたします。

<p>議 長</p>	<p>譲受人, [redacted], [redacted], [redacted]さんと譲渡人, [redacted]さんは親子の間柄でございます。このたび[redacted]さんの経営規模拡大のため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。[redacted]さんは、カンショを中心とした葉物等を栽培する農家であります。経営面積も1町1反あまりを親子3人で耕作し、トラクターをはじめ管理機など資機材も整備しております。</p> <p>以上のことから、譲受人は農地取得後も耕作を行うと見られます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>齊藤新一委員</p>	<p>13番、齊藤です。申請番号2番についてご説明します。</p> <p>譲受人, [redacted], [redacted], [redacted]さんは、長年借りていた農地を買ってくれないかと相談され、[redacted]を通じて売買が円満にまとまりました。[redacted]さんは、ミズナ、ホウレンソウを中心とした葉物農家です。また、[redacted]という名前で農業法人化しています。特定技能生8名を雇用し、若き後継者とともに約8.7ヘクタールの経営面積で作業しています。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は1年中農作業に従事して、問題はない案件だと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、海老原です。番号3番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人, [redacted]さんと譲渡人, [redacted]さんは親戚の間柄でございます。このたび[redacted]さんの家の前にある土地を譲り受けて野菜を作りたいとのことで、売買契約が円満にまとまったということでございます。[redacted]さんは、農業は初めてですが、親が経験者で、教わりながらミズナ、ホウレンソウなどを作りたいとのことです。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番、菅谷です。4番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人, [redacted]さんと譲渡人, [redacted]さんは同じ地区の知人の関係です。[redacted]さんが高齢になってきて農業の縮小を考えていたところ、[redacted]さんが規模拡大したく、農地を探していたそうです。なお、[redacted]</p>

	<p>■さんの農地が隣ということで話がまとまり、贈与として譲り受けることになったそうです。■さんは、贈与された土地に菓物を生産するとのこと。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>21番、菅谷です。5番について説明いたします。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんとは知り合いの間柄です。このたび人見さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということでもあります。また、その土地は家の敷地のすぐそばにあり、耕作するのにも都合がよいとのことでもあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>井川栄委員</p>	<p>22番、井川です。譲渡人、■さんは、譲渡人の■さんの畑を以前から借りて作物を作っていました。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということでもあります。■さんは、サツマイモ、ゴボウ、ジャガイモなどを中心とした農家であり、後継者も熱心に取り組んでおります。 以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番から番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号6番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1から番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

		(議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について)
議	長	続きまして, 議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局
		番号1番, 権利, 使用貸借。申請地, [REDACTED]。地目, 畑, 面積496平方メートル。使用借人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 自己住宅91.91平方メートル。事由, 現在家族3人で借家に住んでおりますが, 手狭となったため, 申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。
議	長	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。
	小沼正委員	11番, 小沼です。申請番号1番について報告いたします。去る10月16日に, 9番, 長峰委員, 10番, 森作委員, 11番, 小沼委員と事務局で現地調査を行いました。場所については, 地図1ページの左側になります。詳細につきましては, 地元委員さん, お願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域にありますが, 集落に接続して設置され, 自己住宅として例外的に許可できます。農地区分は第1種農地と判断いたします。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積など, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。
議	長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
	梶間幸一委員	24番, 梶間です。1番についてご説明いたします。現況調査員の皆様, ご苦労さまでした。場所は, 地図1ページの左側を御覧ください。国道51号線, 旭東小学校の入り口の反対側の道を100メートルぐらいの場所にあります。譲渡人, [REDACTED]さんと譲受人, [REDACTED]さんは親子の間柄でございます。このたび

	<p>譲受人、[REDACTED]さんは、現在3人で借家に住んでおりますが、手狭となったため、申請地に自己住宅を建築したいということで、貸借契約が円満にまとまったということでございます。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これよりを採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]。地目、畑、面積748平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、堆肥化施設300平方メートル。事由、茨城県から、現在の堆肥化施設を廃止し、別の堆肥化施設を設けるように要請されたため、申請地に新たな堆肥化施設を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>長峰克巳委員</p>	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番、長峰です。番号2番について報告いたします。 去る10月16日に小沼委員、森作委員、事務局において現地視察しました。場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。 申請地は、農地区分として第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しまし</p>



<p>議 長</p>	<p>たので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、ちょっと暫時休憩を取りたいと思います。</p> <p>休憩 午後2時22分</p> <p>再開 午後2時26分</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思いますので、お願いいたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>19番、大貫です。2番について説明します。</p> <p>皆さんご苦労さまでした。地図は1ページの右側になります。国道51号、柏熊のエフリッジホームというところ湯坪とか冷水行く道の先の交差点、柏熊火の見下との間の交差点になるのですが、ここを左へ曲がりまして、少し行って左へ下がっていくのです。ここが柏熊で下畑と言われている場所なのですが、ここを左に曲がって真っすぐ行くと■■■■■があります。■■■■■という会社は、ゴボウの取扱い、野菜などを加工している会社です。もともとは旧鹿島街道の付近で柏熊なのですが、野菜くずなんかともみ殻や発酵した物などを混ぜて堆肥にして、これを無償で地元の人に配布していたのですが、大雨のときに堆肥がU字溝に流れ込んだりして、またふだんから臭いが強烈ということもあるのですが、県から、霞ヶ浦条例とかで、51号国道の西側で大規模な堆肥づくりをしては駄目ですということで、簡単に言うと国道の東側に堆肥舎を造りなさいという指導がありまして、この場所へ堆肥舎を造るということになったという次第であります。堆肥舎だったら、よく周りを閉めておけば臭いもしないだろうという形だということです。何ら問題ない案件と思われれますので、よろしくご審議ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、畑、面積1,831平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、特定建築条件付売買予定地1,831平方メートル。事由、不動産業を営んでいますが、申請地が住宅地として適しており、建売住宅の需要が多くあるため、譲り受けて特定建築条件付売買予定地として整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。3番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、よろしくお願ひいたします。 申請地の農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	それでは、地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	18番、海老原です。番号3番についてご説明いたします。 現地調査員の皆さん、どうもご苦労さまでした。場所は、地図2ページの左側です。元の当間小跡地の西側の位置になります。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは知人、同級生の関係でございます。このたび[REDACTED]さんが申請地に分譲建売住宅を整備したいということで、売買契約が円満にまとまったとのこと。[REDACTED]さんは、当間地区の複数の分譲建売住宅の販売を行っており、今回の申請地も今まで分譲してきた土地の近くであり、住宅地として需要があることから、今回の申請を行ったところ。農地区分につきましては、第1種農地ですが、集落に接続して設置されるため、例外的に転用可能となりますが、本来であれば1棟ずつしか転用を行うこと

	<p>ができません。しかし、今回は特定建築条件付売買予定地として宅地造成を行うため、5棟分の敷地造成を行うことができると判断しました。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>用途で特定建築条件何ちゃらというのは何ですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農地系の鬼澤です。すみません。あまり聞きなじみのない言葉なので、補足で説明させていただきます。</p> <p>特定建築条件付売買予定地というのは、基本的に先ほど海老原委員もお話したとおり、第1種農地で建物、建築物を建てる場合は、1棟ずつ整備して、次の建物を建てるという形でしか転用を認めていないのですけれども、今回のケースですと、5棟分全て、まず敷地の造成をして、それから建売住宅を順番に建てていくというような申請内容になっていまして、その場合に、造成だけをして建物を建てないというのが基本的に農地法では認められていないというふうになっているのですけれども、近年の建築物の多様化というのに対応するために、例外的に売買を予定している土地であれば認められるというのがあります。この造成について、建売5棟分を全て売り切れればいいのですけれども、売れ残った敷地が残ったときに、■■■さんが転用事業者として、その敷地に建物を建てるというのを約束した状態であれば認めることができるようです。例えば4棟分建物が売れて、1棟分敷地が売れなかったときには、その建物を■■■さんが自ら建てて完了させるという条件つきの中で、この一括の宅地の造成を認めるということになりますので、通常は1棟しか1種農地では建てることはできないのですけれども、全ての5棟分を売り切れなかったときに、そのまま造成した敷地として残すのではなく、建物を転用事業者である■■■さんが建てるというのを担保にして今回の申請を受けていますので、資金証明も1棟だけ建てる資金証明ではなくて、5棟分全て建てる資金証明をつけさせておりますので、今回の件は例外的に許可できる案件ということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>そういうことでございますけれども、いかがでしょうか。</p>

大貫修一委員	ありがとうございました。分かりました。
菅谷美尚委員	すみません。4番、菅谷です。ちょっと今後のためにお聞きしたいのですけれども、その期間の設定というのはいないのですか。
事務局	もちろんあります。ただ、この期間の設定につきましては、基本的に何か月以内、何年以内というのを市のほうで定めるわけではなくて、あくまで建て主、転用事業者さんのほうで設定するというところで、今回は一応1年間ということで受けていますので、もしそれを超えて売却ができなかった場合には、■■■さんがご自身の資金で建物を建てるということになります。 以上になります。
議長	ということなのですが。
菅谷美尚委員	ありがとうございます。
議長	よろしいでしょうか。 そのほかに何かありましたらば。大丈夫でしょうか。  (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。  (議案第3号 農用地利用集積計画の決定について)
議長	続きまして、議案第3号 「農用地利用集積計画の決定について」

		を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。	
事 務 局	申請件数につきましては14件、合計で28筆、面積2万8,408平方メートルです。利用権の種類につきましては、賃貸借14筆、使用貸借14筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。	
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)	
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第3号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)	
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。   <b>(議案第4号 令和5年度農作業臨時雇標準賃金の変更について)</b>	
議 長	続きます。議案第4号 「令和5年度農作業臨時雇標準賃金の変更について」を議題といたします。	
議 長	事務局に説明させます。	
事 務 局	この案件につきましては、今年の3月の定例総会において、日雇い作業の金額を7,300円に決定いたしました。10月1日付	

	<p>で茨城県の最低賃金が、1時間当たり911円から953円に変更になったため、現在の標準賃金7,300円では最低賃金を下回ってしまうことから、8時間の日雇賃金を7,300円から7,700円(1時間当たり953円)に変更してよろしいかお伺いいたします。なお、請負作業については変更ございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第4号 令和5年度農作業臨時雇標準賃金の変更については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>17番の関根です。機械等で農作業の畑起こしからプラウ、ロータリー等を含めて、そうすると今の燃料の価格の高騰と機械そのものの部品の値段が全部現状上がったのです。そうすると、自分もゴボウなんかで反当たり、これは[REDACTED]から仕事をもらった時期もあったのですけれども、採算性はほぼ利益がない状態です。そうすると、ほかのロータリーも、うちでも頼まれてやっているのですけれども、採算性が薄いのですよね。この価格というのは、全国平均の価格なのか、それとも茨城県がある程度基本的に定めた価格を基にして、独自に鉾田市で値段をつくったものなのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今、関根委員のほうからありました日雇い作業以外の請負作業の部分なのですけれども、例年、毎年3月に賃金を、市町村の状況を確認しながら、それに合わせて鉾田市独自で設定しているような形になりますので、近隣よりも大きくかけ離れないような形で設定しております。ですので、今回は日雇いの方だけが最低賃金が変わったということで、今回変えたのですけれども、例年であれば2月に委員さんに確認してもらえように渡して、それで3月に決定するという形で例年やっておりますので、そのタイミングでもしこれが増えないのだとか、そういうのがあれば教えていただければと思っております。</p>

関根薫委員	見直しを要望したいですね。
事務局	では、そのタイミングで、すみませんけれども、よろしいですか。
議長	<p>銚田市でそれはある程度、最低賃金の金額が入るようにそこまで賃金を上げたと思うのです。だけれども、全国で一律というとなかなかそこまでまだ上がらない。先ほど言ったでしょう。機械も上がった、油も上がった、何も全て上がっているわけではなくても、こういうところも上がる確率は何%かあるのです。上がった分、上がればいいのだけれども、それが上がらないのが現状でございますので、非常に苦しい、本当のことなのだけれども、市としてもそこらを決めておかなければ、基準を決めておかなければ。あとは相対で決めてやってもらうような、そういう感じなのだけれども、現状ではないかと思えます。いい方法があれば、後で事務局のほうへ申し出ていただければと思っております。</p> <p>そのほか何かあれば。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
新堀隆委員	<p>私、総務の関係でいろんな情報が入ってくるのですがけれども、今年の稲刈りですか、コンバインの買取り料金はおおむね1割、結構上がっています。やっぱり先ほどの説明がありましたように、農機具も上がっていて、燃料が大分大きく上がっているというのも現状だと思うのですが、あとは田んぼの情勢によって、中には頼む人が、公定価格が2万円だから2万円をお願いしますというので言ってくると、やらないと言わないのですけれども、全部終わってから最後やりますという話らしいので、交渉が請け負う方のほうがやっぱり強気に、ちょっと実値段で設定したほうがいいのではないかという話は聞き及んでおります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>私もいろいろな方と付き合いがありますけれども、農業、漁業の場合には、燃料が上がったからということで、市のほうに申請すれば10万円くれるよと、そういう話もあります。もらった方もいるそうです。漁業をやっている方で。だから、それは燃料を1年間に何百リッターとか何千リッターとか使う、そういう方だと思うのですけれども、その基準が私はちょっと分からなかったけれども、ただ申請を出せば10万円、燃料が上がった分、そういう補助金が出るような制度もあるそうでございますので、そういうところも活用していただければ幾らかは助かるのではないかなと思っております。</p> <p>そういうことで、そのほかに何かありましたらば。</p>

大貫修一委員	19番, 大貫です。すみません。しつこいようですけれども, コンバイン代で, 運搬費含めて2万円というのにはあり得ないのですけれども, これを例えば広報なんかに掲載してしまうのは, ちょっとまずいのではないかと思うのです。前からこういう質問をしているのだけれども, 当事者の話合いでと, いつも逃げられてしまうのだけれども, あまりに安過ぎると思うのだよね。コンバイン, 今どき2万円で借りる人いないですよ, どう考えても。
新堀隆委員	これは刈るだけではないの。刈るだけ。運搬も……
大貫修一委員	いや, 運搬費も含むと書いてあった。
新堀隆委員	運搬費は別だと思った。
大貫修一委員	どう考えても安過ぎる。
議 長	では, 事務局のほうで何か。
事 務 局	そこら辺の見直しなのですけれども, 次の3月の総会で, この間も3月の総会で諮って決めた部分になるので, ここについてはやはり次の3月の総会で見直しができるように意見とかいただければと思いますので, よろしくお願ひします。
大貫修一委員	では, 当事者の話合いでと逃げないでちょうだい。
議 長	ということで, そのほか異議ある方はいませんか。これで原案どおり決定してよろしいでしょうか。  (異議なしの声あり)
議 長	では, 異議ないものと認め, 原案どおり決定したいと思います。よろしくお願ひします。  (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)



<p>議 長</p>	<p>続きますして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2件の届出がございました。2筆で面積は731平方メートル。合意解約となっております。 以上でございます。</p>
<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>続きますして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>8件の届出がございました。43筆で面積につきましては、合計で4万7,940平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
<p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>続きますして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2件の届出がございました。地目、畑、3筆で、面積5,692平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和5年9月19日付で会長専決処分により書類を</p>

	<p>受理いたしました。 以上でございます。</p> <p>(報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
議 長	<p>それでは、続きまして報告第4号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>法務局より2件の照会がございました。筆数は2筆で地目、田から宅地への変更が1筆、田から雑種地への変更が1筆。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和5年10月16日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議 長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>今年の9月25日の定例総会の日は、あまりに暑くて忘年会のことなんか頭に全然なかったのですけれども、この前の小沼藤雄さんの所の葬式の際に、残っていた旅行委員の人たちと話したのですけれども、やっぱり11月24日に忘年会をやりたいということ、会長はいこいの村あたりでどうだという話だったので、やっぱりこの日ではいっばいで駄目だということで、前回暑氣払いをやった宴処東で、電話をしたら受けてくれることになり、東で忘年会を、24日に、今度の定例総会の後にやることになりました。ご報告いたします。前回ご出席できなかった方も、忘年会ですので、ぜひ出席していただきますようによろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、ただいま大貫委員から忘年会の話がありました。定例</p>

海老原康廣委員	<p>総会，24日総会終了後，農業委員会の忘年会ということでお願いしたいということで，全員参加していただければ結構だということでお話がありました。私も参加します。そういうことで，一応忘年会だから，議長と市長も例年どおり。</p>
	<p>追伸ですけれども，こちら前回の暑気払いをやったときにちょっと赤字だったので，1,000円ちょっと値上げしたいと思いますので，1万1,000円で会費をお願いします。</p>
議長	<p>そういうことで，役員さんのほうから報告がありましたので，ひとつお願いいたします。 そのほかについて何かありましたらお願いします。 事務局，どうぞ。</p>
事務局	<p>先ほど大貫委員さんのほうから，忘年会の話がありましたので，また追って通知のほうをこちらから出しますので，よろしくお願ひしたいと思います。 また，報告事項なのですけれども，10月末でクールビズのほうは終了しますので，11月からは上着とバッジとネクタイが着用になりますので，お願いしたいと思います。 以上でございます。</p>
議長	<p>そういうことで事務局から説明がありました。 そのほかについて何かありましたらば。 はい，どうぞ。</p>
事務局	<p>すみません。あともう一点なのですけれども，総会の終了後に，農業委員会の旅行委員と先月9月の定例総会の後に集まってお話をしたのですけれども，アンケートのほうを取るということで，終わった後もこのまま座ってお待ちいただければと思います。 あと，親睦旅行のお話の後に，役員会議ということで会長と代理，農政・農地部長と副部長のほうで役員会のほうを開いていきたいと思ひますので，よろしくお願ひします。 以上でございます。</p>
議長	<p>そのほかありましたらばお願いします。</p>
事務局	<p>すみません。もう一点なのですけれども，皆様の机の上に女性の新任委員初任者研修会と女性が活躍中という2枚のものがあるのですけれども，こちらスマホのほうからで，特にユーチューブのほうになると思ひますのですけれども，見ることが出来ますので，勉強の</p>

議	<p>ために見ていただければと思いますので、もしスマホとかタブレットとかをお持ちになっていない方には、事務局のほうでも見ることはできますので、もしよろしければ見ていただきたいと思います。以上でございます。</p>
議	<p>長 続いて、どうでしょうか。何もなければ。よろしゅうございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>長 それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、銚田市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後2時57分 閉 会</p>
	<p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">議長(会長) _____</p> <p style="text-align: center;">17番委員 _____</p> <p style="text-align: center;">18番委員 _____</p>